

（ 令 8 . 1 0 . 9
証 8 - 1 ）

説 明 資 料

〔事業承継税制〕

令和 8 年 1 0 月 9 日（金）

財 務 省

1 法人版事業承継税制（特例措置）の概要

2 事業承継税制の政策効果等

3 適用案件における税負担の状況

4 資産管理会社への適用実態

法人版事業承継税制の変遷

- **事業承継税制**は、地域経済の中核を担うわが国の中小企業は同族経営が多数を占めるという実態を踏まえ、事業承継に際して株式の分散を防止し、安定的な経営の継続を確保することで**地域経済の活力を維持し、雇用を確保**するとの観点から、**一定の非上場株式等にかかる相続税・贈与税の納税を猶予する制度**として、平成21年度税制改正において創設。
- その後、本制度の活用促進等の観点からの累次の改正を経て、平成30年度税制改正において、**中小企業の円滑な世代交代を集中的に促進し、生産性向上を図る**観点から、従来の措置を大幅に拡充する**10年間の時限措置**として「**特例措置**」を創設。「特例措置」では、**全株式を対象に相続税・贈与税の納税猶予（100%）を受けることが可能**。

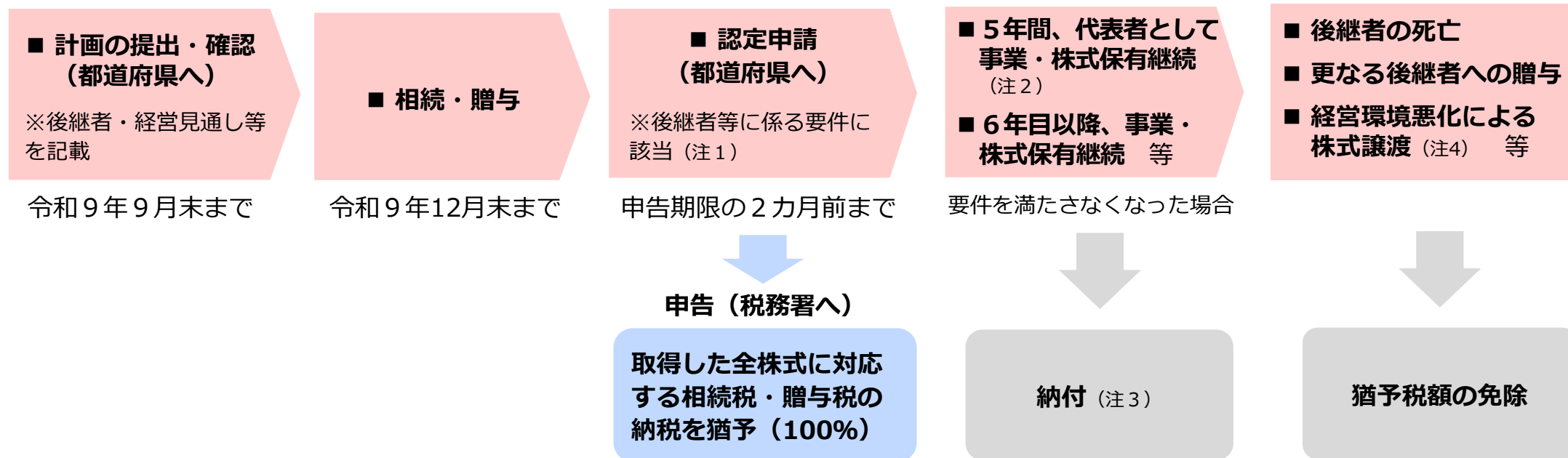
＜主な改正内容＞

	平成21年度改正 (一般措置の創設)	平成25年度改正	平成29年度改正	平成30年度改正 (特例制度の創設)
雇用確保要件	承継後5年間、 毎年8割の雇用を維持	承継後5年間、 平均で8割の雇用を維持	災害等の場合に雇用要件等を緩和	【特例制度】 雇用要件の弾力化
対象株式数	対象総株式数の2/3まで			【特例制度】 全株式が対象
納税猶予割合	贈与：100% 相続：80%			【特例制度】 贈与：100% 相続：100%
贈与者	同族過半・同族筆頭の 経営者からの承継が対象			複数人からの承継も対象
後継者 (承継人数)	後継者が親族の場合のみ	後継者が親族外（番頭さん） の場合も適用可		【特例制度】 最大3人まで
役員退任要件	贈与後、先代経営者は 役員を退任する必要	贈与後も先代経営者は 役員にとどまることが可能		
相続時精算課税の 併用（贈与時）	不可		可能	

法人版事業承継税制（特例措置）の概要

- 事業承継税制の「特例措置」は、中小企業の円滑な世代交代を集中的に促進し、生産性向上を図る観点から、従来の「一般措置」を大幅に拡充する形で、平成30年度税制改正において創設。
- 特例措置において、後継者は、
 - ・ 令和9年9月末までに、特例承継計画を都道府県知事に提出し、確認を受けること
 - ・ 令和9年12月末までに、相続・贈与により中小企業の非上場株式を取得することにより、事業継続等の要件を満たす間、相続税・贈与税の納税猶予（100%）を受けることが可能。

<事業承継税制（特例措置）の活用の流れ>



(注1) 後継者は会社の代表者であること等を満たす必要。

(注2) 一般措置で求められていた雇用確保要件（従業員数の5年平均が承継時の8割）は弾力化（認定支援機関の指導助言を受ける必要あり）。

(注3) 5年間の事業継続がなされなかった場合、猶予税額を全額納付。6年目以降は、株式等を譲渡した場合、対応する税額を納付。

(注4) 過去3年間のうち2年以上赤字・売上減などの場合。

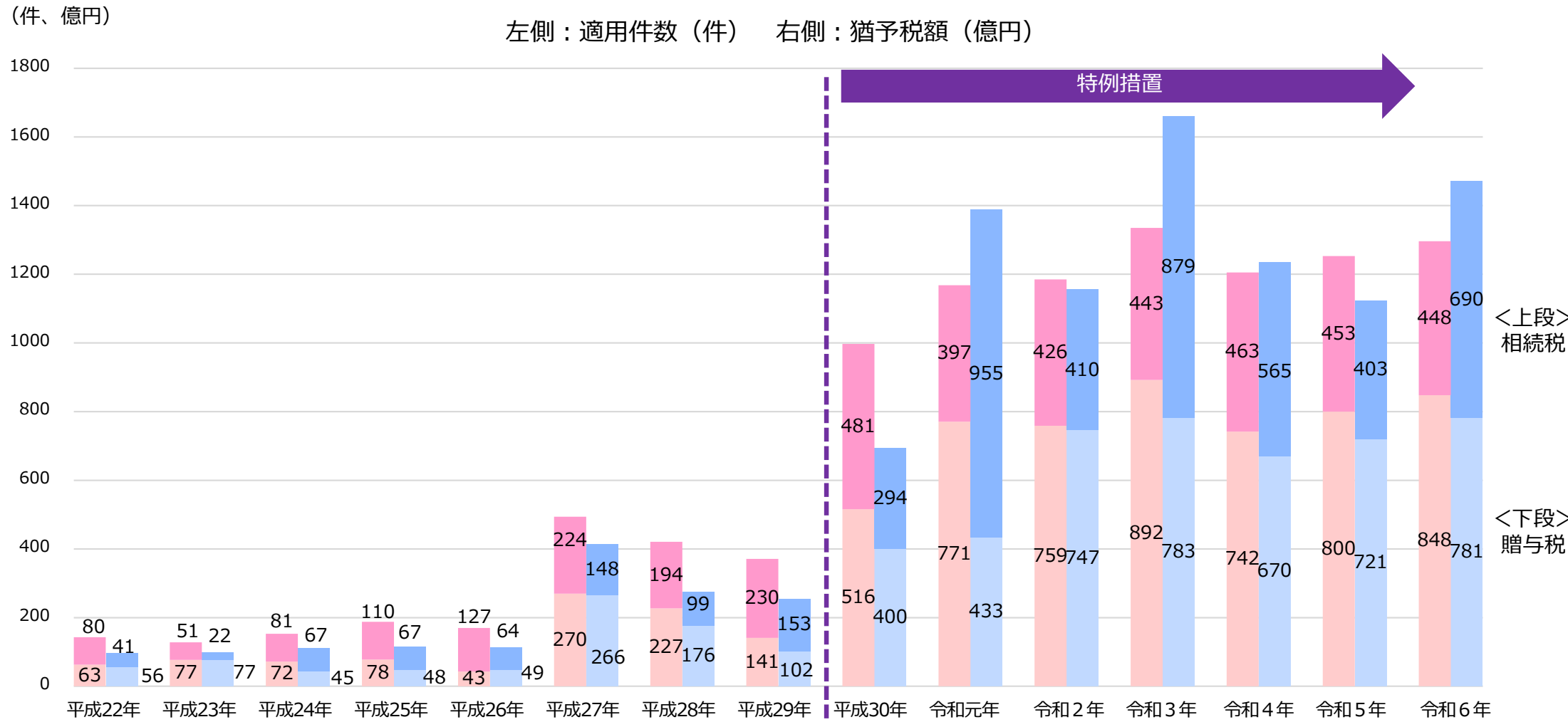
一般措置と特例措置の比較

＜一般措置＞		＜特例措置＞
適用期限	—	令和9年12月31日
承継計画 提出期限	—	令和9年9月30日 【※令和8年度税制改正】
納税猶予割合	・ 贈与：100% ・ 相続：80%	・ 贈与：100% ・ 相続：100%
保有資産の内容	特定資産の割合が70%以上となる等の場合、納税猶予の対象外	同左
対象株式数	3分の2まで	全株式
役員就任要件 (贈与税 ^(注))	役員就任から贈与の日 まで3年以上経過	贈与の直前において役員である
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持	平均8割を満たさない場合も可

(注) 相続税における役員就任要件については、一般措置、特例措置に関わらず、相続開始の直前において役員であることを要する(70歳未満で死亡した場合等を除く。))。

法人版事業承継税制の適用状況①

○ 平成30年（2018年）の特例措置の創設以降、適用件数・猶予税額ともに大幅に増加している。



(注 1) 各計数は、各年分の申告において事業承継税制を適用した相続人又は受贈者に係る計数。平成29年分以前は一般措置の計数、平成30年分以降は特例措置の計数のみを集計。
(注 2) 平成30年以降の一般措置の計数は以下のとおり。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
相続税	41件 (26億円)	43件 (10億円)	33件 (6億円)	25件 (13億円)	32件 (14億円)	35件 (20億円)	30件 (50億円)
贈与税	22件 (12億円)	8件 (2億円)	17件 (7億円)	23件 (9億円)	26件 (13億円)	22件 (33億円)	21件 (14億円)

(出所) 「国税庁統計年報書」より作成。

法人版事業承継税制の適用状況②

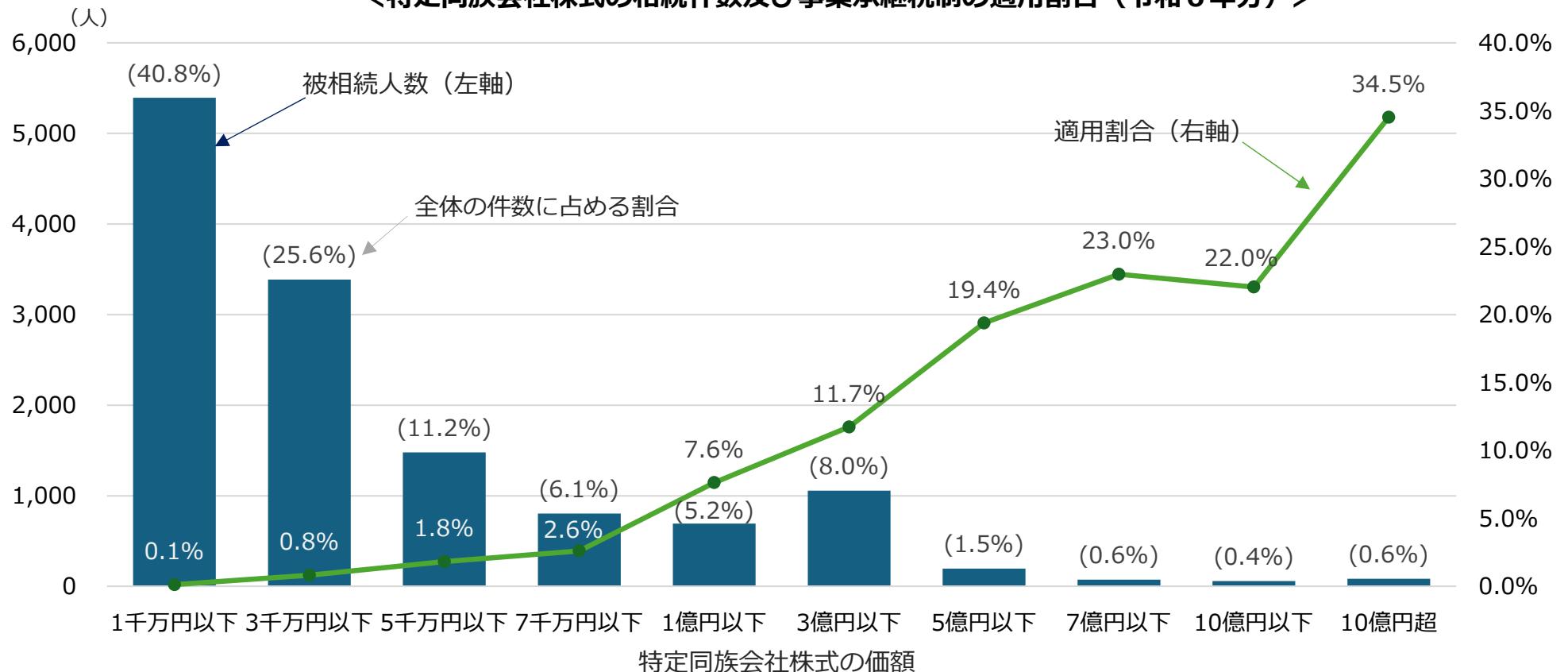
○ 事業承継税制の対象となりうる**特定同族会社株式の相続**は年間1.3万件存在しているものの、**全体の約8割（約1万件）は株式価額が7千万以下であり、基礎控除等の存在により事業承継税制の需要（適用割合が3%未満）が低くなっている**と考えられる。

○ 一方、**株式価額が高い場合に事業承継税制の適用割合も高い傾向**にある。

（注1）特定同族会社株式とは、相続後に同族過半となっている会社の株式をいう。同族株主以外の株主の相続など事業承継税制の対象とならないものも含めると、1.6万件/年。

（注2）特定同族会社株式の相続（1.3万件/年）には、大企業の株式の相続や少数株主の相続など、事業承継税制の対象とならないものも含まれていることに留意。

＜特定同族会社株式の相続件数及び事業承継税制の適用割合（令和6年分）＞



（注）計数は、令和6年分の相続税の申告実績（被相続人ベース）を基に集計。

（出所）主税局調べ。

事業承継税制に関する与党税制改正大綱の記載

■ 令和 7 年度与党税制改正大綱（令和 6 年12月20日自由民主党・公明党）

法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について見直しを行う。なお、**本措置は、中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上という待ったなしの課題を解決するための極めて異例の時限措置であることを踏まえ、適用期限は今後とも延長しない。**あわせて、個人版事業承継税制における事業従事要件についても見直しを行う。事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後とも検討する。

■ 令和 8 年度与党税制改正大綱（令和 7 年12月19日自由民主党・日本維新の会）

法人版事業承継税制（特例措置）については、特例承継計画の提出期限を令和 9 年 9 月末まで 1 年 6 月延長する。また、個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限を令和10年 9 月末まで 2 年 6 月延長する。

なお、これらの措置は、中小企業等の経営者の円滑な世代交代を通じた生産性向上という待ったなしの課題を解決するための時限措置であることから、中小企業経営者及び個人事業者の方々には、適用期限の到来を見据え、早期に事業承継に取り組むことが期待される。

また、**適用期限到来後のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和 9 年度税制改正において結論を得る。**

- 1 法人版事業承継税制（特例措置）の概要
- 2 事業承継税制の政策効果等**
- 3 適用案件における税負担の状況
- 4 資産管理会社への適用実態

廃業等をめぐる状況

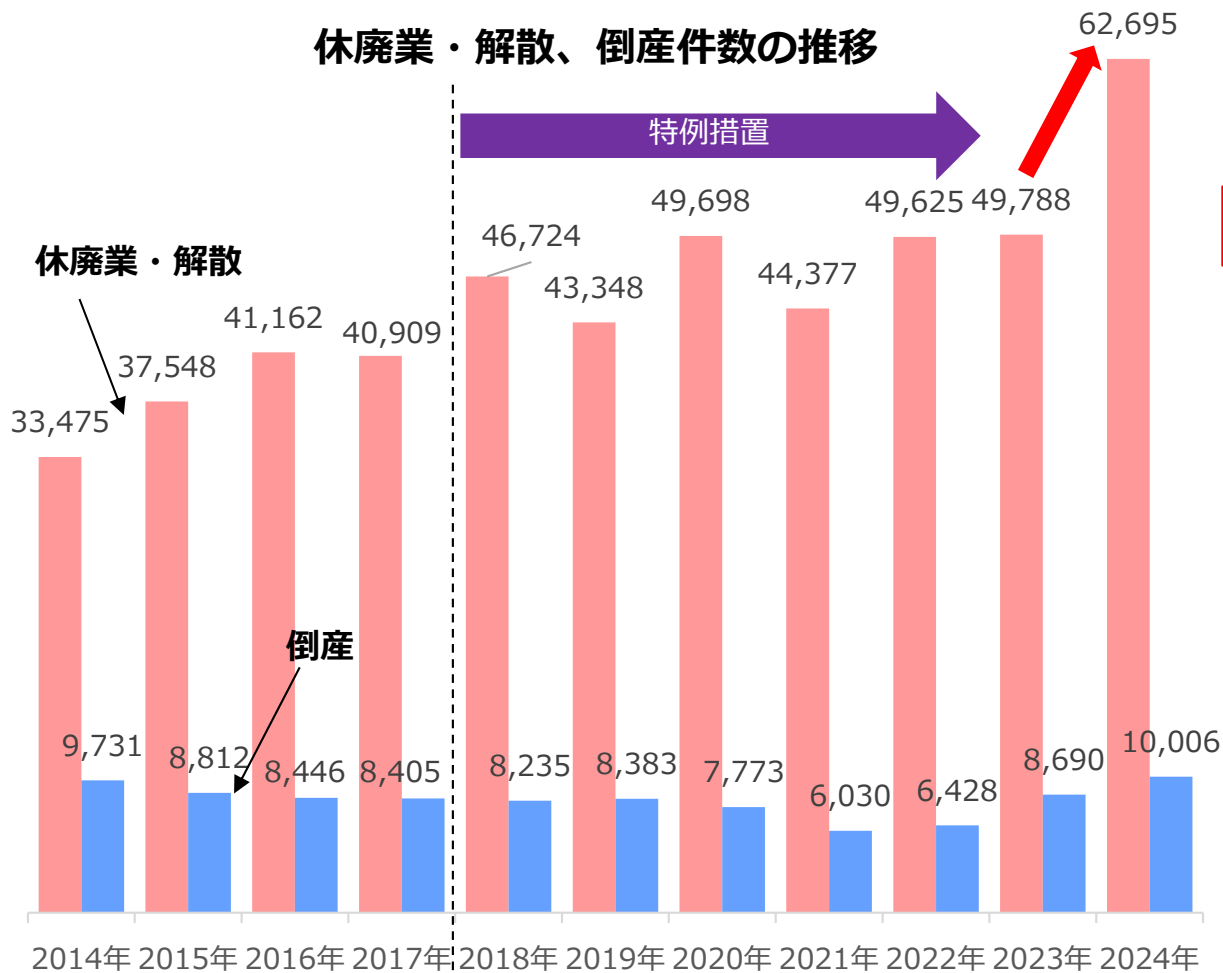
○ 特例措置の創設後も、中小企業の廃業等の件数は増加傾向。

○ アンケート調査では、廃業等の理由について、

- ・ 誰かに継いでもらいたいと思っていない
- ・ 事業に将来性がない
- ・ 後継者が不在

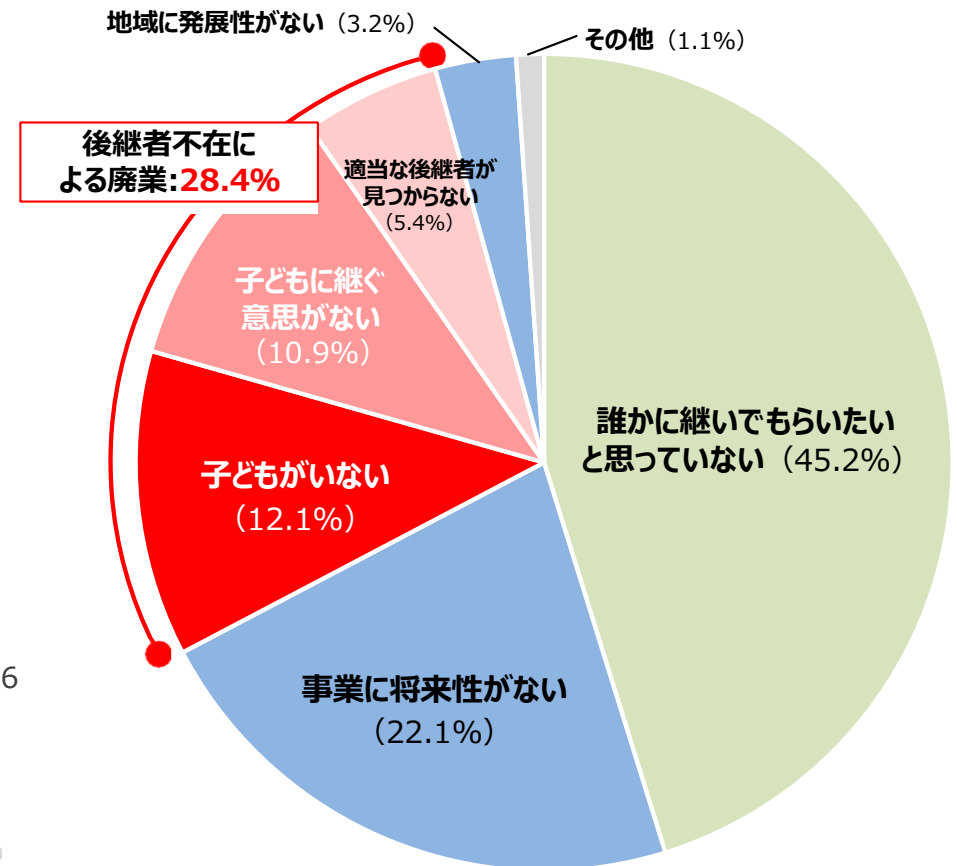
で95%以上を占めており、事業承継税制では対応できない課題も多いことに留意が必要。

休廃業・解散、倒産件数の推移



(出所) (株) 東京商工リサーチ調べ

廃業理由（廃業予定企業、2023年）

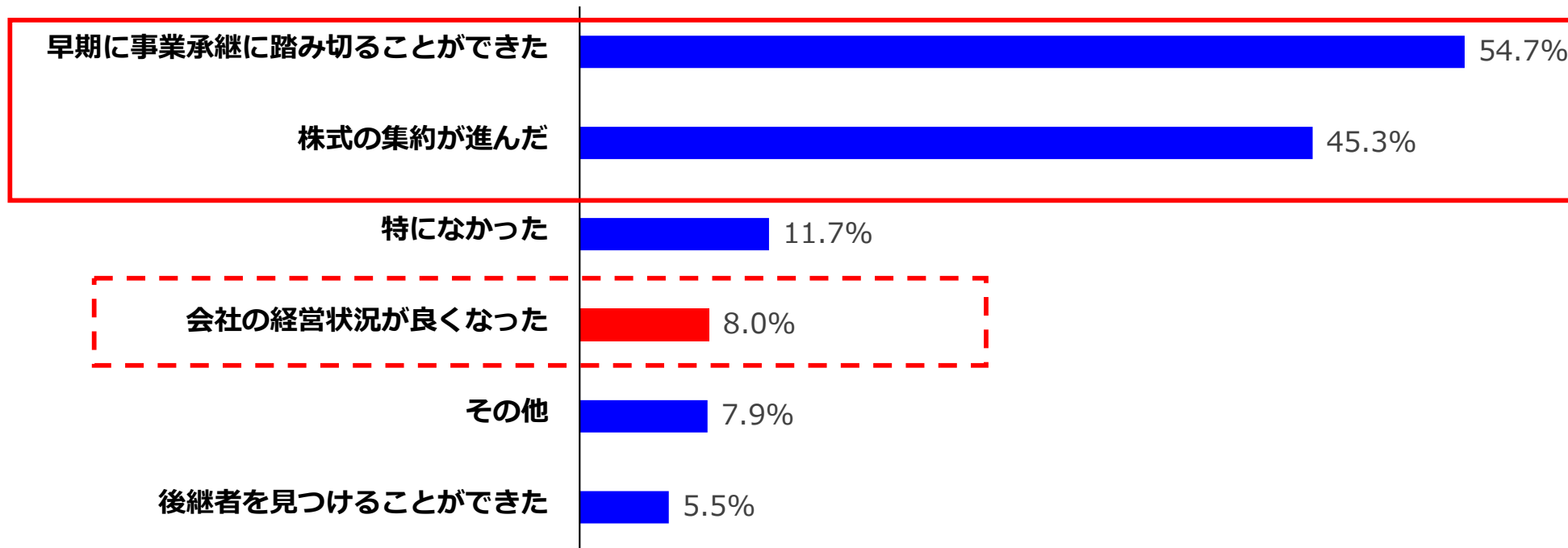


(出所) 日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査（2023年調査）」を基に中小企業庁が作成。

事業承継税制の成長・投資効果について

- 中小企業庁が実施したアンケートにおいて、「事業承継税制の効果」として、
 - ・ 「早期の事業承継」「株式の集約」を挙げる回答が多く、**事業継続の効果は得られている可能性**が示されている一方で、
 - ・ 「会社の経営が良くなった」とする回答は少ないことから、**成長や生産性向上に寄与したのか必ずしも明らかではない。**

事業承継税制の効果（複数回答）



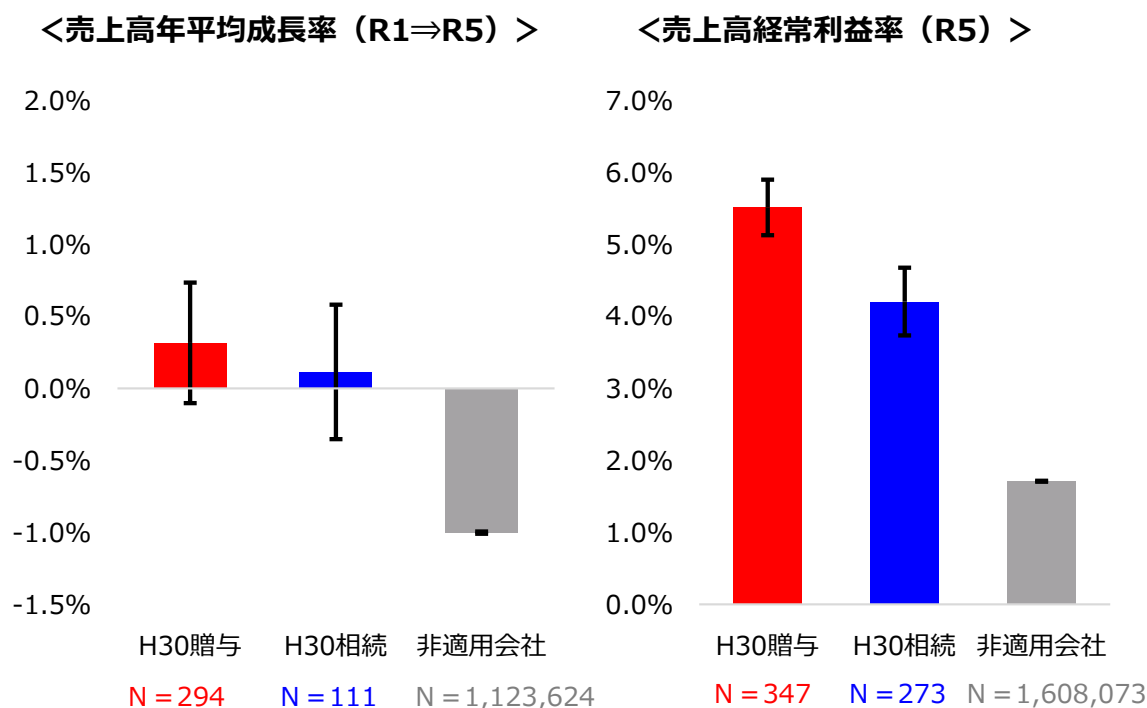
（注） 事業承継税制を活用した事業者に対するアンケート調査。調査時期は2025年6月1日～6月30日。N=1,736

（出所） 中小企業庁「事業承継税制に関するアンケート調査」

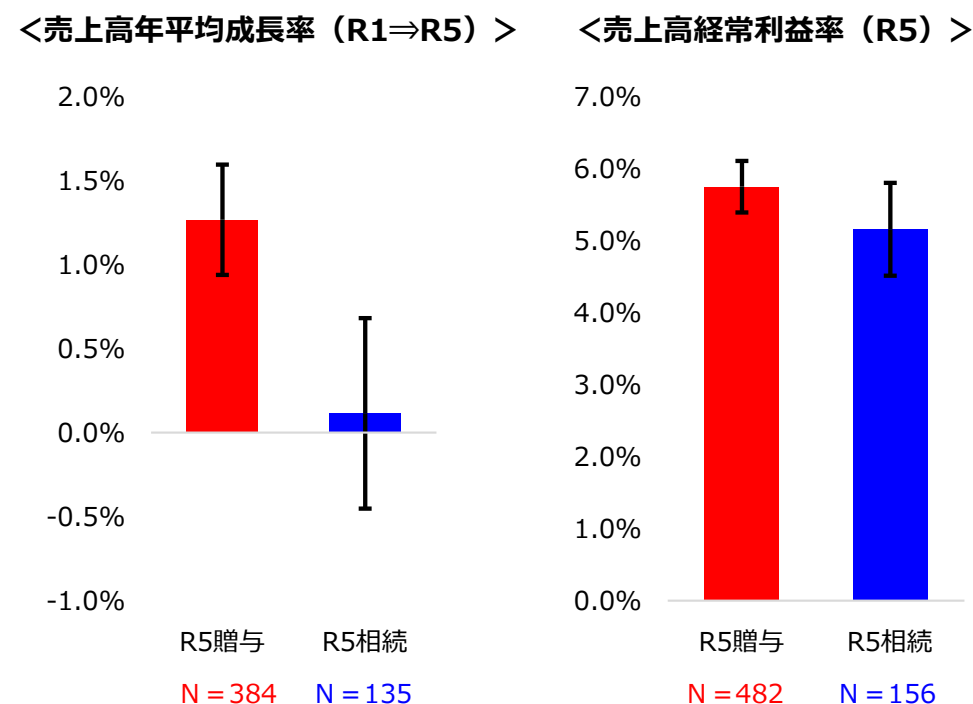
事業承継の形態（贈与／相続）が企業の成長に与える影響

- **贈与による事業承継が行われた中小企業は、相続による事業承継が行われた中小企業と比較して、事業承継後の売上高の成長率が高い傾向。**
- **ただし、贈与による事業承継が行われた中小企業の方が、事業承継前においても売上高の成長率が高い傾向にあることから、事業承継の形態（贈与／相続）が企業の成長に与える影響については慎重な検証が必要。**

【事業承継後の経営指標】



【事業承継が行われた中小企業の事業承継前の経営指標】



（注1）エラーバーは、標準誤差を示す。

（注2）令和元年又は令和5年にe-Taxで申告した法人の決算情報に基づき作成。

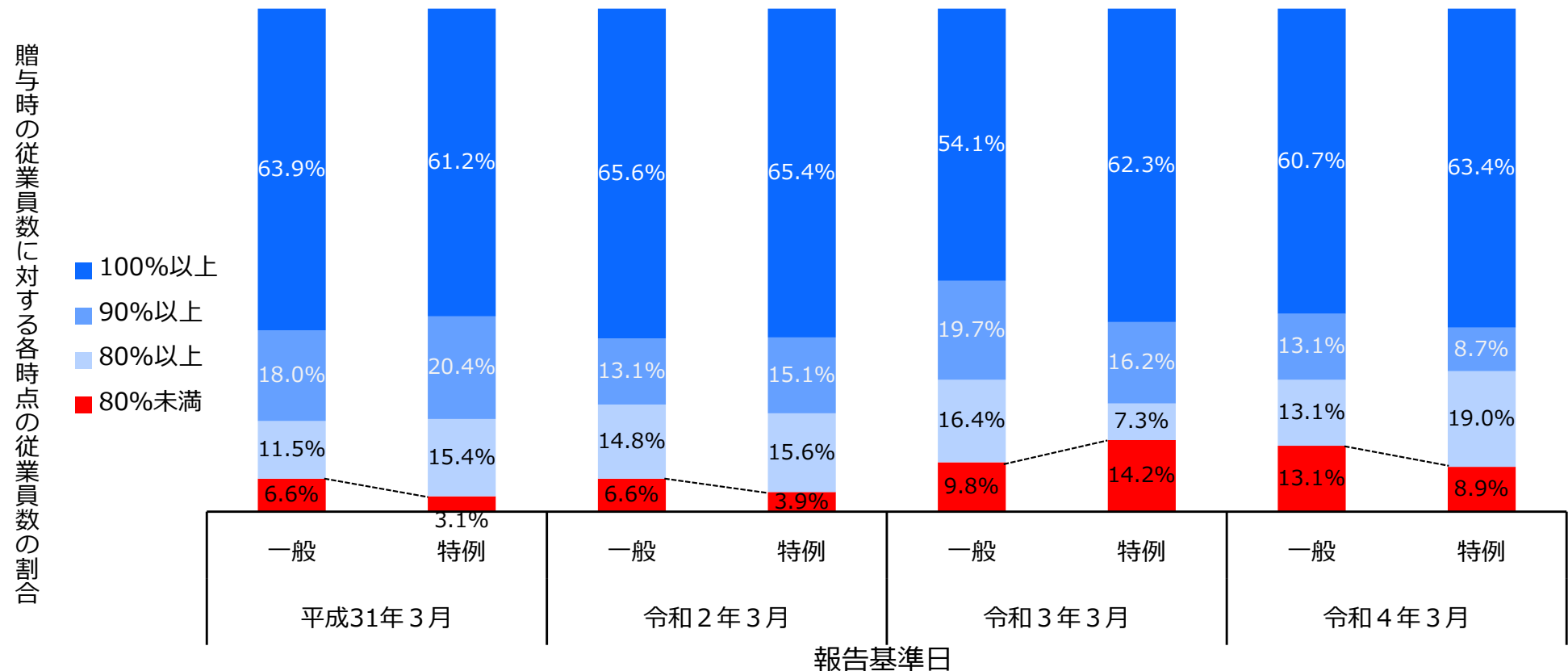
（注3）「H30贈与」又は「H30相続」は、平成30年に贈与又は相続により後継者が取得した株式のうち、事業承継税制の適用の対象となった法人の実績。「R5贈与」又は「R5相続」も同様に令和5年に後継者が取得した株式のうち、事業承継税制の適用の対象となった法人の実績。「非適用会社」はこれら以外の法人の実績。

（出所）主税局調べ。

雇用確保要件について

- 事業承継税制の適用会社は、事業承継前の従業員数の8割以上を維持している会社がほとんどであり、一般措置（8割要件あり）と特例措置（8割要件を緩和）で大きな差も見られないことから、雇用確保要件がどの程度機能しているのか必ずしも明らかではない。

（注）雇用確保要件として、一般措置は、承継後5年間は承継前の従業員数の8割を維持することを要件としているのに対し、特例措置はこの要件を緩和。



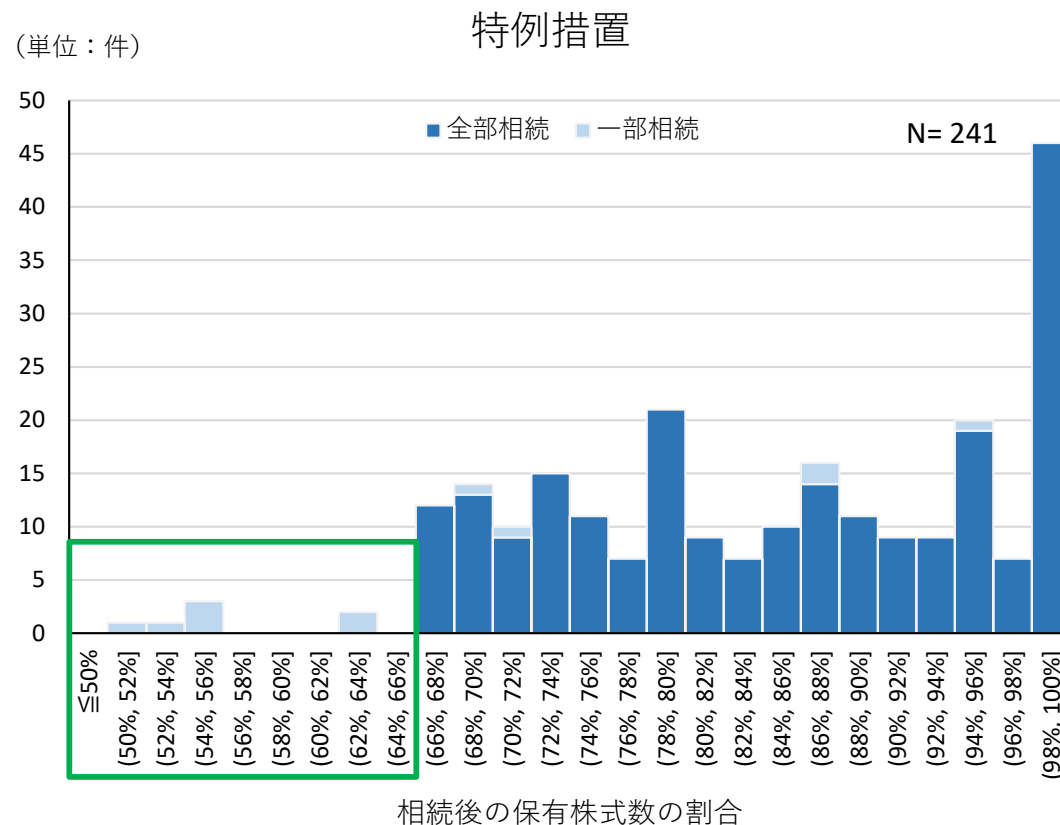
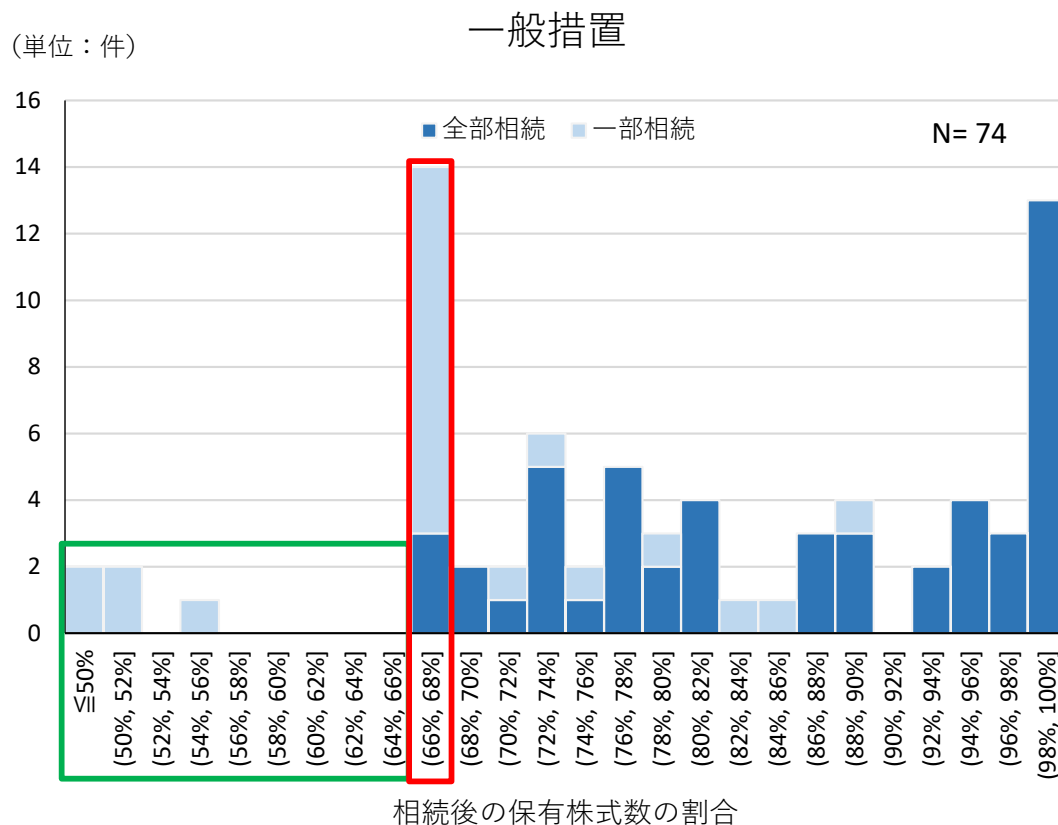
（注1）平成29年分・平成30年分のサンプル調査に基づく（平成29年:61件 平成30年:358件）。

（注2）一般措置は平成29年贈与分、特例措置は平成30年贈与分のデータをベースに各年分のデータとを比較した場合の増減率を指す（前年度比ではない）。

（出所）主税局調べ。

後継者の保有株式割合

- 一般措置においては、相続後における後継者の保有株式数が3分の2となるよう「一部相続」が集中的に生じているのに対して、特例措置においては、そうした傾向は見られない。
- 一般措置・特例措置ともに、「一部相続」により、相続後における後継者の保有株式数が3分の2（場合によっては2分の1）以下となっている事例も散見される。



(注1) 3年分（平成29年・平成30年・令和4年）の事案からのサンプル調査に基づき、相続前において先代経営者と後継者が保有していた株式数（議決権数）が発行済株式総数の2／3以上である事案を対象に集計。ただし、後継者が複数の事案（特例措置）は集計から除外している。

(注2) 「全部相続」とは先代の保有株式の全てを後継者が相続したケース、「一部相続」とはそれ以外のケースをいう。

(出所) 主税局調べ

親族内承継と企業業績等をめぐる学術面の議論

- **親族内承継に関する実証研究**において、
 - ・ 一般に**同族企業は非同族企業と比較して経営パフォーマンスは高くない**
 - ・ **同族の事業承継は経済のパフォーマンスにも悪影響を及ぼしうる**
 - ・ すべての事業承継に等しく税の減免を行うのではなく、**経営能力等に応じた減免が日本経済にとって望ましい**といった指摘がなされている。

■ 森川（2008）

- ・ 従業員50人以上かつ資本金3,000万円以上の国内企業約5,000社のデータに基づく、時系列分析。
- ・ **同族企業は、労働生産性等の伸び率が非同族企業より年率2%程度低い**（企業規模・企業年齢・産業を調整）。
- ・ 同族企業は、企業の存続を重視しており、存続確率が10%程度高い。安定志向（リスク回避的傾向）が強い。

■ Saito（2008）

- ・ 国内上場企業約1,800社の財務データ等をもとに、同族企業を承継形態ごとに分類し、企業価値への影響を検証。
- ・ 同族企業の創業者の子孫が「所有と経営の両方」を引き継ぐ場合、パフォーマンスは非同族企業を下回る一方、子孫が「所有のみ」または「経営のみ」を引き継ぐ場合、パフォーマンスは非同族企業を上回る。
- ・ **創業者退任後に所有と経営を子孫が同時に握ると、ガバナンス問題（監視不全・私益の追求）が表面化し、企業価値が低下する可能性。**

■ Grossmann and Strulik（2010）

- ・ ドイツの同族企業に関する統計調査を用いて、企業承継がマクロ経済に与える影響を分析。
- ・ **同族企業の継続に対する相続税の税制優遇は、その度合いが大きいほど、能力の低い後継者による事業継続を可能とし、経済のパフォーマンスを大幅に悪化させる。**
- ・ 具体的には、**同族企業部門の総所得を約2%減少**させることに加えて、企業参入が大幅に阻害される。

■ 林（2023）

- ・ 先行研究は、**すべての事業承継に対して等しく税の減免を行うことは、経済成長を大きく毀損**することを示唆。
- ・ 一様に承継を促すのではなく、**経営能力を示す何らかの指標に応じて減免を行う等のほうが、少子高齢化のもとでさらに高い生産性が求められる日本経済に望ましい結果をもたらす。**

（出所）森川正之（2008）「同族企業による生産性：日本企業のマイクロデータによる実証分析」経済産業研究所、RIETI Discussion Paper Series08-J-029

Saito, T. (2008) "Family firms and firm performance: Evidence from Japan", *Journal of the Japanese and International Economies*, 22(4)

Grossmann, Volker and Holger Strulik (2010) "Should Continued Family Firms Face Lower Taxes than other Estates?", *Journal of Public Economics*, 94(1-2)

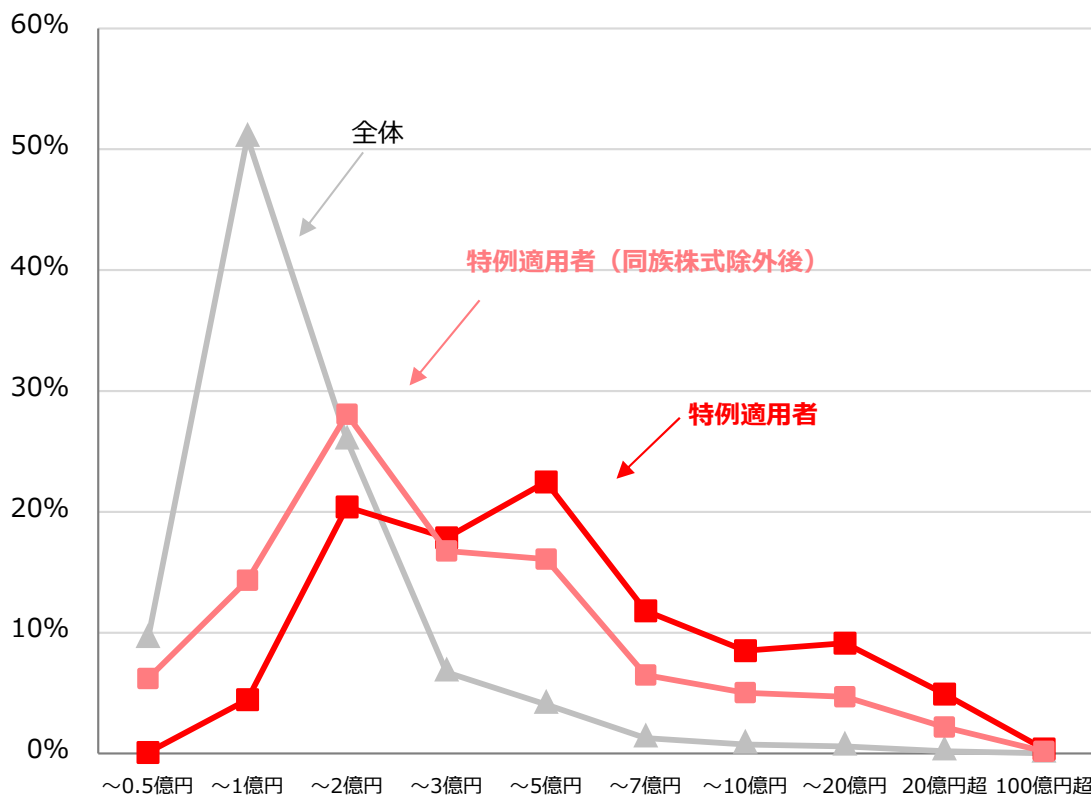
林正義（2023）「資産課税（資本・資産関連課税）について」租税研究880

- 1 法人版事業承継税制（特例措置）の概要
- 2 事業承継税制の政策効果等
- 3 適用案件における税負担の状況**
- 4 資産管理会社への適用実態

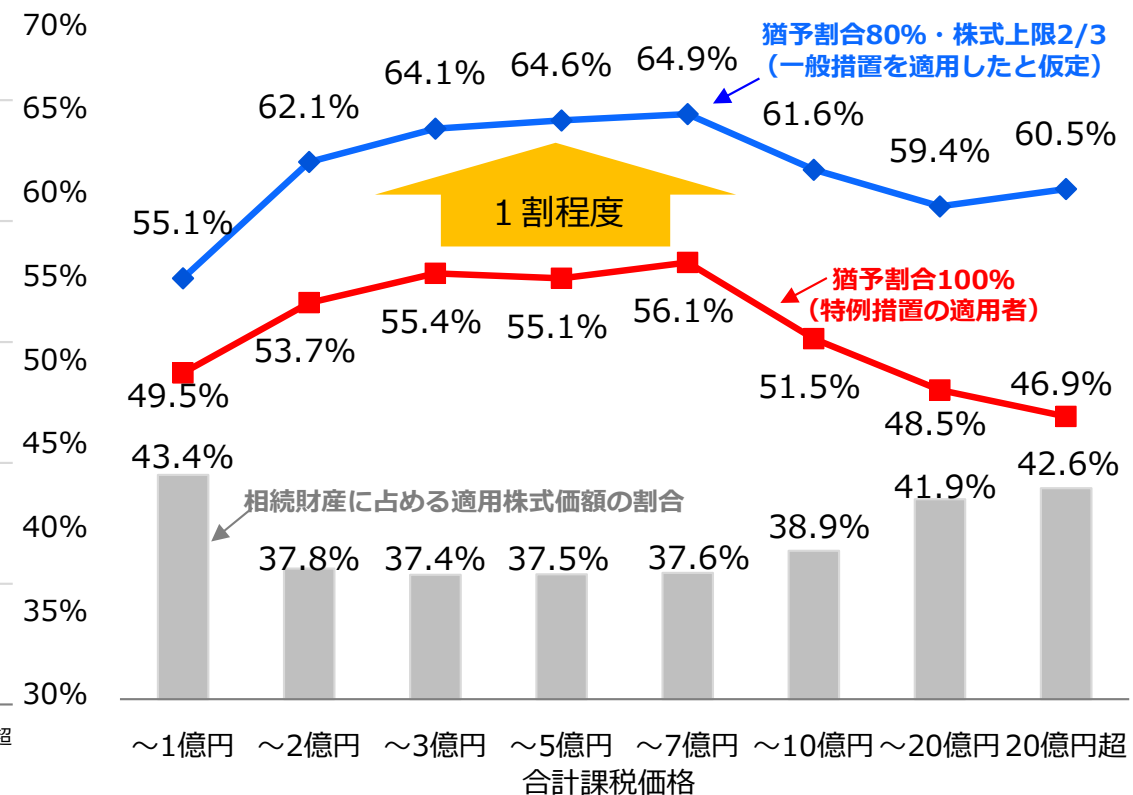
後継者の相続財産と納付税額の軽減効果

- 相続税の課税価格（≒遺産総額）の分布を比較すると、**特例措置の適用を受ける後継者は相続税の納税者全体と比較して課税価格が大きく、相対的に多額の資産を承継している**。同族株式を除いても同様の傾向にある。
- **特例措置の適用により、納付税額は概ね5割程度となっており、仮に一般措置を適用した場合であっても、納付税額の上昇幅は概ね1割程度に留まる**。

＜合計課税価格の分布＞



＜事業承継税制適用前の納付税額に対する適用後の納付税額の割合＞



(注1) 「合計課税価格の分布」の計数は、平成30年～令和5年分の申告事績の合計。

(注2) 「事業承継税制適用前の納付税額に対する適用後の納付税額の割合」は、平成30年分～令和5年分の平均。

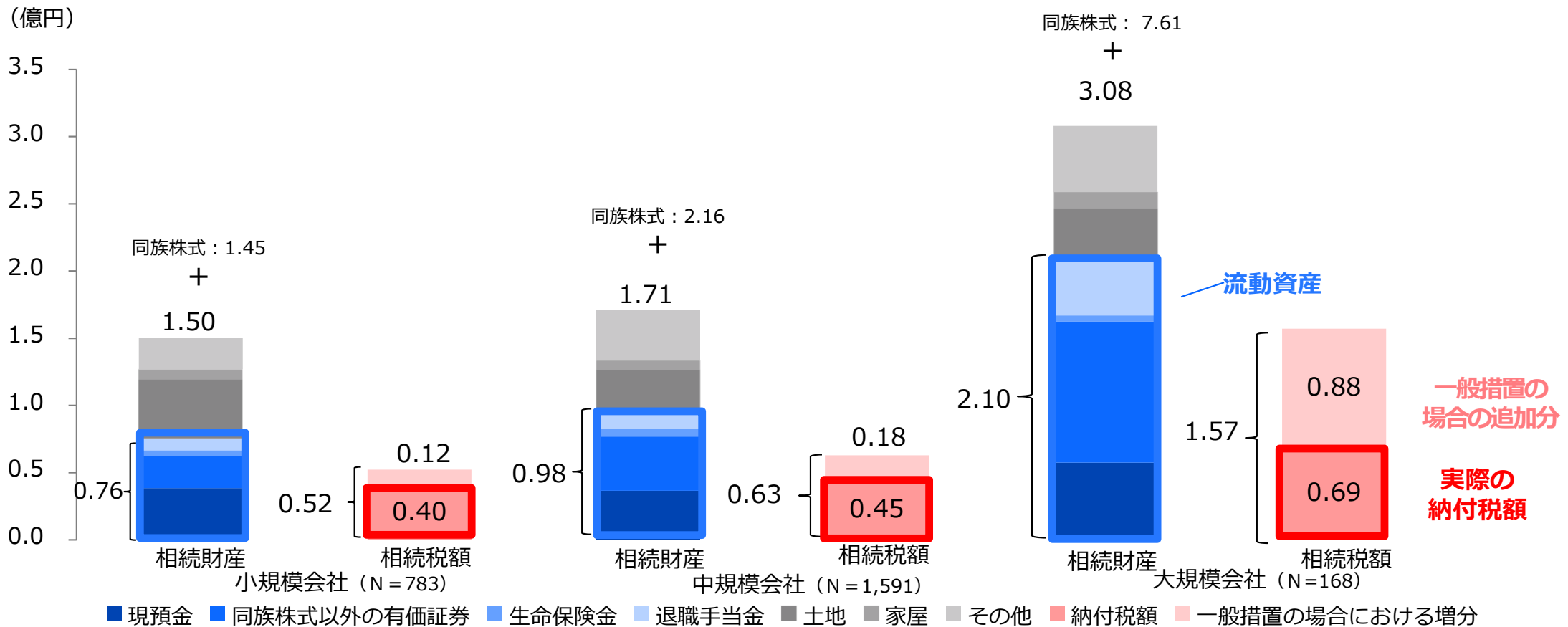
(注3) 「猶予割合80%・株式上限2/3とした場合（一般措置を適用したと仮定）」は、特例措置の適用者（猶予割合100%）のデータを基に、猶予割合を80%・適用株式数の上限を3分の2と仮定して試算したもの。一般措置の3分の2要件の判定に必要な相続前に後継者が保有していた株式数のデータがないため、当該株式数を0と仮定している。

(注4) 猶予税額100億円以下のデータ（件数ベースの捕捉率99.9%）を基に作成。

(出所) 主税局調べ。

後継者の相続税の負担能力①

- **特例措置の適用を受ける後継者**について、相続財産における流動資産と相続税額を比較した場合（相続人ベース）、**仮に一般措置を適用した場合であっても、平均的には流動資産の範囲内で相続税額を負担することができる。**
- 個別に見ても、**流動資産が納付税額を上回る後継者は全体の約7割（68.5%）、流動資産が納付税額の2倍を上回る後継者は全体の約5割（53.3%）**を占める。仮に一般措置を適用した場合であっても、それぞれ**全体の約5割（49.3%）、約3割（31.9%）**を占める。



(注1) H30～R5の申告事績から相続人ごとに集計。複数の会社を承継している場合、それぞれの会社の株式価額で当該相続人に係る財産や納付税額等を按分。

(注2) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律における従業員数基準で、小規模企業者（例：製造業は20人以下）に該当する企業を小規模会社、中小企業者（例：製造業は20人超～300人以下）に該当する企業を中規模会社、それら以外（例：製造業は300人超）を大規模会社として分類。

(注3) 猶予税額100億円以下のデータ（件数ベースの捕捉率99.9%）を基に作成。

(注4) 「一般措置の場合の追加分」とは、一般措置で計算した場合に追加で必要となる納付税額。一般措置の3分の2要件の判定に必要な相続前に後継者が保有していた株式数のデータがないため、当該株式数を0と仮定している。

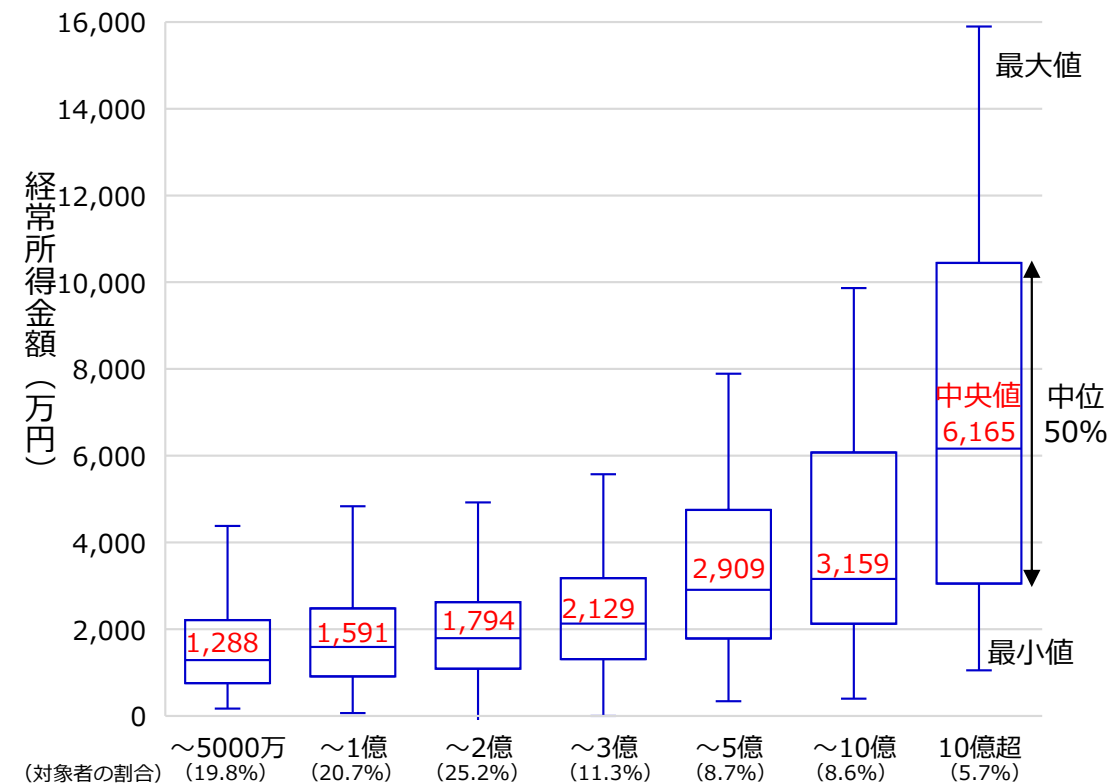
(出所) 主税局調べ。

後継者の相続税の負担能力②

- 特例措置の適用を受ける後継者の経常所得は、相続した株式の価額が大きい者ほど、高くなる傾向にある。
- 相続財産における流動資産に加えて、承継後の貯蓄（経常所得の10%、5年間）も加味した上で、後継者の相続税の負担能力を分析すると、流動資産・承継後の貯蓄の合計額が納付税額を上回る後継者は全体の約9割まで増加（仮に一般措置を適用した場合であっても約7割まで増加）となり、幅広く納税猶予の対象となっている。

＜後継者の経常所得＞

＜流動資産・承継後の貯蓄の合計額が納付税額を上回る後継者の割合＞



特例措置の適用者が取得した株式の価額 (N = 1,151)

	流動資産 + 承継後の貯蓄 (経常所得10%、5年間) > 納付税額	流動資産 + 承継後の貯蓄 (経常所得10%、5年間) > 納付税額 × 2
特例措置	68.5% (流動資産のみの場合) ⇒ 88.0%	53.3% (流動資産のみの場合) ⇒ 57.2%
仮に 一般措置 を適用した 場合	49.3% (流動資産のみの場合) ⇒ 73.5%	31.9% (流動資産のみの場合) ⇒ 50.2%

(注1) 「経常所得」は、事業所得・不動産所得・利子所得（総合）・配当所得（総合）・給与所得・雑所得・上場配当所得の合計。

(注2) 「流動資産」は、現預金・同族株式以外の有価証券・生命保険金・退職手当金の合計。ただし、生命保険金・退職手当金は、非課税適用額を控除後の金額。

(注3) 集計対象は、平成30年分から令和5年分までの特例措置の適用者のうち、相続翌年の所得税申告があるもの。

(注4) 「一般措置を適用」については、3分の2要件の判定に必要となる相続前に後継者が保有していた株式数のデータがないため、当該株式数を0株と仮定して試算。

(出所) 主税局調べ。

- 1 法人版事業承継税制（特例措置）の概要
- 2 事業承継税制の政策効果等
- 3 適用案件における税負担の状況
- 4 **資産管理会社への適用実態**

資産管理会社の概要

- 承継会社が「**資産管理会社**」に該当する場合、
 - ・ 納税猶予の適用が受けられない
 - ・ 納税猶予の適用を受けた後の場合は納税猶予が取消となるという仕組みとなっている。

<資産管理会社の要件>

$$\text{資産保有型会社：} \frac{\text{特定資産の合計額}}{\text{総資産額}} \geq 70\% \quad \text{または} \quad \text{資産運用型会社：} \frac{\text{特定資産の運用収入の合計額}}{\text{総収入金額}} \geq 75\%$$

(注) 「特定資産」とは、次に掲げる資産をいう。

- ①有価証券等、②現に自ら使用していない不動産、③ゴルフ会員権、レジャー会員権等、④絵画、彫刻、工芸品、貴金属等、⑤現預金、代表者・同族関係者等に対する貸付金・未収金

ただし、次の要件の全てを満たす会社は適用可

- ① 3年以上、商品販売・貸付け（同族関係者に対する貸付けを除く。）等を行っていること
- ② 親族以外の常時使用従業員が5人以上であること
- ③ 事務所等を所有又は賃借していること

「資産管理会社」に該当しながら事業承継税制の適用を受けていた事例

- **会計検査院**は、平成29年11月に公表した報告書において、「特定資産割合が70%以上となっている会社等が要件を満たすことにより**事業実態がある資産保有型会社等**として、**特定資産を含めた全ての資産の価額が納税猶予税額の計算の対象となっていたりして、事業承継税制の政策目的に照らして、必ずしも必要最小限のものとなっていないと考えられる状況が見受けられた**」と指摘。

■ 不動産賃貸業を営む株式会社が事業承継税制の適用を受けていた事例

<特定資産>

- ・ 上場株式（約28億円）等 計約52億円
→特定資産割合：**約93%** > 70%

<特定資産の運用収入>

- ・ 特定資産の運用収入：約2億円（上場株式：約6,000万円）
→特定収入割合：**約85%** > 75%

⇒「資産管理会社」に該当するも、常時使用する従業員数は8人であり、5人以上の要件を満たすことにより、事業実態があるとして納税猶予の対象に（納税猶予税額：約12億円）。

（出典）会計検査院「租税特別措置（相続税関係）の適用状況等について」（平成29年11月）を基に作成。

※類似する近年の事例（不動産賃貸業）

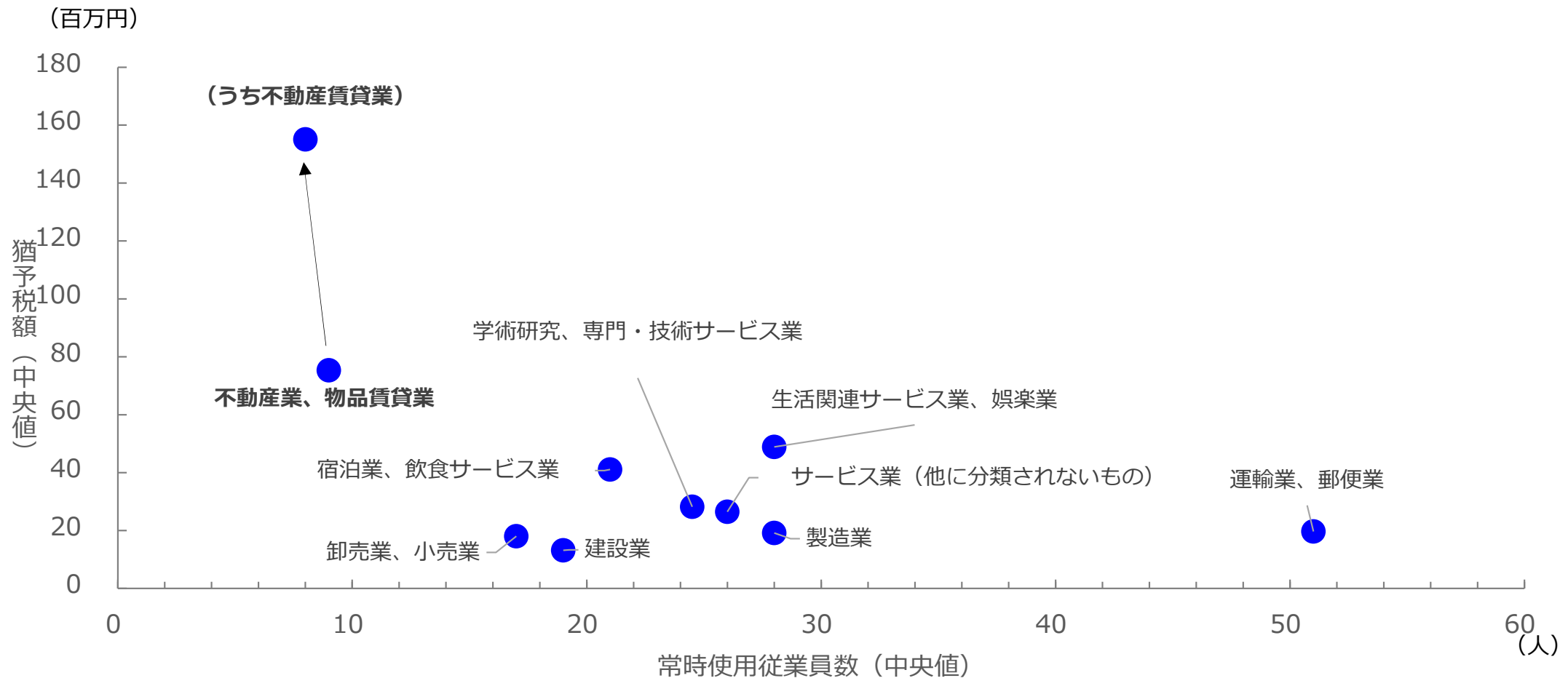
- ・ 特定資産：約400億円（上場株式：約100億円 賃貸用不動産：約160億円 等） 特定資産の割合：**約97%**
- ・ 特定資産の運用収入：約15億円（上場株式：約3億円 賃貸用不動産：約11億円） 特定資産の運用収入の割合：**約87%**
- ・ 常時使用従業員数：**6人**
- ・ 相続税の猶予税額：**約17億円**

（出典）主税局調べ。

特例措置の適用状況（主な業種別）

○ 特例措置の適用状況を業種別に見ると、**不動産賃貸業**について、**従業員数が少ない一方で猶予税額が大きくなっており、他の業種と比較しても差が際立っている。**

（注）「不動産業、物品賃貸業」：不動産賃貸（60件）、建売・土地売買（39件）、不動産代理仲介（6件）、その他（15件）



（注）計数は、平成30年～令和5年分の申告事績による。

（出所）主税局調べ。